

災害時における救助・救急業務に関する協定

東京消防庁（以下「甲」という。）と社団法人東京建設業協会（以下「乙」という。）とは、昭和50年4月1日付をもって東京都知事と乙との間に締結した災害時における応急対策業務に関する協定第7条の規定に基づき、甲の所管業務の実施に関し、次のとおり協定する。

（業務の内容）

第1条 この協定により甲が乙に実施を要請する業務は、災害時における建築物その他の工作物等の崩壊、倒壊及び損壊に伴う緊急人命救助活動のための障害物の除去作業（以下「業務」という。）とする。

（出動の要請）

第2条 甲は、消防署長（以下「署長」という。）をして、乙に属する会員（以下「会員」という。）に対し、日時及び場所を指定して、文書・電話等の方法により建設資機材及び労力（以下「建設資機材等」という。）の出動を要請するものとする。

2 甲は、前項の規定に基づき、会員に対し、建設資機材等の出動を要請したときは、速やかに乙にその旨を連絡するものとする。

（業務等の実施）

第3条 会員は、前条の規定に基づき、出動要請を受けたときは、指定された場所に出動し、署長の指示に基づき、業務を実施するものとする。

2 会員は、前項の規定に基づき、出動したときは、直ちに出勤責任者、出勤時間、建設資機材等を出動要請をした署長に通知するものとする。

3 業務を円滑に推進するため、甲乙協議して訓練を実施するものとする。

（費用の請求及び支払い）

第4条 会員は、前条第1項に基づく業務の終了後、別紙様式により、署長の認定を受けて、当該業務に要した実費用を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があつたときは、内容を精査確認し、速やかにその費用を支払うものとする。

（損害の負担）

第5条 第3条の規定に基づき生じた損害は、甲乙協議して定めるものとする。

(従事者の災害補償)

第6条 甲は、業務に従事した会員が、この協定に基づく業務の実施により死亡し、負傷し、又は疾病にかかったときは、特別区の消防団員等の公務災害補償に関する条例(昭和47年東京都条例第84号)に定めるところに準じて、これを補償するものとする。

(建設資機材等の調査)

第7条 乙は、甲が毎年1回実施する会員の災害時における可動可能な建設資機材等の調査に協力するものとする。

(会員名簿の提出)

第8条 乙は、会員名簿を毎年1回甲に提出するものとし、会員に異動があったときは、その都度、通知するものとする。

(協 議)

第9条 この協定の実施について疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

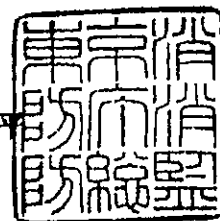
(適 用)

第10条 この協定は、昭和57年2月1日から適用する。

甲と乙とは、本書を2通作成し、それぞれ記名押印のうえ、その1通を保有する。

昭和57年2月1日

甲 東京消防庁
消防総監 曾根 晃



乙 社団法人東京建設業協会
会 長 飛 鳥

